

令和6年度 一般会計 歳出 第2款 4項 1目 11節 役務費

受付番号	種目番号	連絡先	担当 国際局国際連携課 担当者名 電話	小野寺・袴田 671-3813
------	------	-----	------------------------------	--------------------

設計書

- 1 件名 令和6年度通訳・翻訳業務委託
- 2 履行場所 横浜市内及び東京都内等
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 期限 平成 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 別紙の通訳・翻訳業務特記事項に従うこと
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 業務概要
(1)通訳業務
外国人賓客の接遇及び国際会議等において、市長・副市長等に通訳が必要な場合の通訳者の派遣業務。都市間連携・国際技術協力等のため、各都市関係者等との意見交換、事務連絡等に通訳が必要な場合の通訳者の派遣業務
(2)翻訳業務
都市間連携・国際技術協力等のため、各都市関係者等との意見交換、事務連絡等に翻訳が必要な場合の翻訳業務

8 部 分 払

する (4 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
通訳・翻訳業務	6年4月～6月	(1)	式		
通訳・翻訳業務	6年7月～9月	(1)	式		
通訳・翻訳業務	6年10月～12月	(1)	式		
通訳・翻訳業務	7年1月～3月	(1)	式		
合 計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	¥	.-
内訳 業務価格	¥	.-
消費税及び地方消費税相当額	¥	.-

内 訳 書

内 容	単 価	(回 数)	(金 額)
通 訳			
一日通訳業務：拘束 8 時間以内			
英語	円	(1) 回	() 円
フランス語	円	(1) 回	() 円
中国語	円	(1) 回	() 円
ハンデル	円	(1) 回	() 円
ドイツ語・スペイン語	円	(1) 回	() 円
ロシア語	円	(1) 回	() 円
その他言語	円	(1) 回	() 円
半日通訳業務：拘束 4 時間以内			
英語	円	(5) 回	() 円
フランス語	円	(1) 回	() 円
中国語	円	(1) 回	() 円
ハンデル	円	(1) 回	() 円
ドイツ語・スペイン語	円	(1) 回	() 円
ロシア語	円	(1) 回	() 円
その他言語	円	(1) 回	() 円
短時間通訳業務：拘束 2 時間以内			
英語	円	(6) 回	() 円
フランス語	円	(2) 回	() 円
中国語	円	(1) 回	() 円
ハンデル	円	(1) 回	() 円
ドイツ語・スペイン語	円	(1) 回	() 円
ロシア語	円	(1) 回	() 円
その他言語	円	(1) 回	() 円
短時間通訳業務：拘束 1 時間以内			
英語	円	(4) 回	() 円
フランス語	円	(3) 回	() 円
中国語	円	(1) 回	() 円
ハンデル	円	(1) 回	() 円
ドイツ語・スペイン語	円	(1) 回	() 円
ロシア語	円	(1) 回	() 円
その他言語	円	(1) 回	() 円
1 時間当たり超過料金（通訳拘束時間が 8 時間を超過した場合に限り適用）			
英語	円	(1) 回	() 円
英語以外の言語	円	(1) 回	() 円
	円	() 回	() 円
	円	() 回	() 円
	円	() 回	() 円
	円	() 回	() 円
	円	() 回	() 円
通 訳 業 務 合 計	①		円

内 容	単 価	(頁 数)	(金 額)
翻 訳			
日本語→英語	円	(110) 頁	() 円
英語→日本語	円	(20) 頁	() 円
日本語→フランス語	円	(10) 頁	() 円
フランス語→日本語	円	(6) 頁	() 円
日本語→中国語	円	(6) 頁	() 円
中国語→日本語	円	(6) 頁	() 円
日本語→ハングル	円	(6) 頁	() 円
ハングル→日本語	円	(6) 頁	() 円
日本語→ドイツ語・スペイン語	円	(1) 頁	() 円
ドイツ語・スペイン語→日本語	円	(1) 頁	() 円
日本語→ロシア語	円	(1) 頁	() 円
ロシア語→日本語	円	(1) 頁	() 円
日本語→その他言語	円	(4) 頁	() 円
その他言語→日本語	円	(3) 頁	() 円
翻 訳 業 務 合 計	②		円

通訳・翻訳業務合計	① + ②	円
消費税	③	円
総合計	① + ② + ③	円

通訳・翻訳業務 共通特記事項

- 1 受託者は、業務において知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- 2 本委託業務の実施に当たっては、「横浜市委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 3 対応が必要な言語は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語（繁体字及び簡体字）、ハングル、ロシア語、その他言語とする。
※その他言語については、委託者と受託者が協議の上、対応すること。

通訳業務特記事項

- 1 横浜市からの通訳依頼に対し、受託者は横浜市が定める期限までに見積確認書と通訳従事者の氏名を通知すること。また、横浜市の求めに応じ、通訳従事者の経験年数、通訳実績（過去5年分）及び受託者の定める通訳ランクを通知すること。
- 2 以下の要件をすべて満たす通訳者が通訳を行うこと。
 - ① 受託者の定める通訳ランクにおいて最高クラスに登録されている者。
 - ② 国際政策、国際経済、国際技術協力等の専門分野の知識、外交儀礼に関する知識、公的マナーを十分備え、元首・大使・首長等ハイレベルな政策決定者の通訳実績（面会、国際会議、講演等）を5年以上有する者。また、英語については概ね年間50回以上、英語以外の言語については概ね年間10回程度の通訳実績を有する者。さらに、横浜市の求めに応じ、英・仏・独・西・中・ハングル・露の同時通訳が可能である者。
 - ③ 横浜市が提示する通訳参考資料をあらかじめ十分に理解するとともに、専門用語を含めて話者の発言を正確で分かりやすく忠実に通訳できる者。
- 3 受託者は、通訳業務内容について疑問がある場合は、通訳業務日に先立ち余裕をもって横浜市に質問すること。
- 4 緊急の通訳依頼（依頼日翌日等）にも対応すること。緊急依頼の場合でも、横浜市は特別料金等を別途支払わない。
- 5 事前準備費、交通費（履行場所が横浜市内及び東京都内の場合に限る。）等はすべて通訳料に含む。但し、横浜・東京以外の場所で通訳を行う場合は、横浜市が認める範囲内で交通費を支給する。
- 6 拘束時間には履行場所までの移動時間及び業務終了後の移動時間は含まない。
- 7 「1時間あたり超過料金」の規定は、拘束8時間を超えた場合に限り適用する。そのほか、通訳者の拘束時間が当初予定拘束時間を超過した場合は、実際の拘束時間に応じた所定の料金を支払う。

- 8 横浜市の都合による通訳業務取止めにかかる費用（キャンセル料）は、通訳日の2日前（土・日・祝祭日を含む）以降に取消しの連絡をした場合のみ支払う。なお、キャンセル料率は以下のとおりとする。
- ・通訳日の1～2日前：50%
 - ・通訳日当日：100%

翻訳業務特記事項

- 1 横浜市からの翻訳依頼に対し、受託者は横浜市が定める期限までに見積確認書を提出すること。
- 2 公的マナーを十分備え、国際政策、国際経済、国際技術協力等、自治体行政に関する幅広い専門知識、外交儀礼に関する知識を十分有する者が翻訳を行うこと。また、翻訳の際は、横浜市の広報資料や関係法令、他の自治体の事例等をリサーチしたうえで用語を決定する等、正確で分かりやすく、論理的で高度な品質を確保すること。
- 3 翻訳の統一性を確保するため、定訳がある場合は定訳により翻訳を行うこと。また、同一の名称や肩書等については、原則として統一した語句により翻訳を行うこと。また、合理的な理由により別の訳語を用いる場合は、翻訳に際し日本語でコメントを付記すること。
- 4 英・仏・独・西・中（繁/簡）・ハンゲル・露の翻訳の際は、横浜市への翻訳文納品に先立ち、受託者側責務で目標言語を母語とする翻訳者によるネイティヴチェックを必ず行うこと。
- 5 横浜市が定める納品期限を遵守し、完成品を納品すること。翻訳に際しコメントがある場合は、日本語で付記すること。納品された翻訳文を横浜市が確認し、質問や疑義があると認めた場合、横浜市の求めに応じて速やかに回答や修正等の対応を行い、横浜市が定める期限までに再納品すること。
- 6 緊急の翻訳依頼（依頼当日等）にも対応すること。緊急翻訳依頼の場合でも、横浜市は特別料金等を別途支払わない。
- 7 頁数のカウントは下記の基準により行う。
 - ① 日本語から翻訳する場合：
原文（日本語）400字を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上の場合で最終頁が200字未満のときは当該頁を切り捨てて計算する。
 - ② 「英・仏・独・西・露⇒日本語」への翻訳の場合：
原文200語を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上の場合で最終頁が100語未満のときは、当該頁を切り捨てて計算する。
 - ③ 「中国語（繁/簡）・ハンゲル⇒日本語」への翻訳の場合：
原文400字を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上で最終頁が200字未満のときは、当該頁を切り捨てて計算する。
 - ④ 「その他言語⇒日本語」への翻訳の場合：
原文200語又は400字を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上で最終頁が100

語未満又は200字未満のときは、当該頁を切り捨てて計算する。

- 8 翻訳文の納品にあたっては、横浜市の指定する方式（電子メール、FAX、郵送等）で納めること。
- 9 翻訳文の納品にあたっては、原則として原文と同じ文書データ形式で翻訳文を作成し、翻訳文と原文が対照できるように両者の頁数・段落分け等を揃えること。